

保険医協会FAX情報

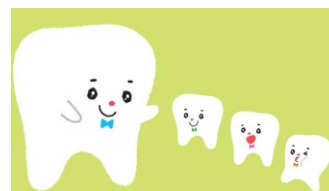
発行：鳥取県保険医協会 No. 23
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

歯科会員の皆様へ

歯科外来等感染症対策実施加算(5点)など 手書き請求時に使用できる略称のお知らせ

この間にコロナ特例として新設された下表の点数項目について、手書きによる診療報酬明細書の請求において使用できる略称をご案内致します。

請求の際は、全体の「その他」欄に項目(略称)、点数、回数を記載下さい。



項目	点数	略称
乳幼児感染予防策加算	55点	「新型コロナ特例」
歯科外来等感染症対策実施加算	5点	「コロナ予防」もしくは「歯感防」
新型コロナ歯科治療加算	298点	「歯コロナ」もしくは「感染歯科」

※略称は、4月16日に日本歯科医師会が都道府県歯科医師会社会保険担当役員宛に発出した「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)に係る略称について」で示されているものと同様です。保団連が別途、厚労省には確認の照会を行いました。